# NPO自然体験村 虫夢ところ昆虫の家」 平成16年度通常総会

日 時 平成 16年 5月 22日(土曜日)

午後 7時 0 0分

場 所 NPO自然体験村 虫夢ところ昆虫の家

## 議事次第

- 1.開 会
- 2.理事長挨拶
- 3.議長及び議事録署名人選出
- 4.議案審議

### 議案第 1号

平成 15年度 事業報告及び収支決算、監査報告について

#### 議案第2号

平成 16年度 事業計画 (案) 及び収支予算 (案) について

議案第3号 その他

- 5.議長退任
- 6.閉 会

### 議案第 1号

### 平成 15年度事業報告

- 1)裏山絵文字整備
- 2)施設整備 鑑賞用こい購入 放送設備)
- 3)壁画修正 体育館前(荒田長太郎氏)
- 4)いきいき2003オホーツク自然体験村
- 5)週末自然体験事業
- 6)蝶の標本展示整備 (千葉公三 札幌市)
- 7)イルジャーション設置
- 8)ホームページ掲載更新 (藤吉裕和)
- 9 施設桜管理
- 10)感謝祭 管内から約130名参加
- 11)会員証作成 (図書カード)
- 12)会報の発行・役員会総会

## 平成15年度 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

### 収支計算書

Æ	首信	<del>`</del>	٠P	9	١
(=	= 1	١,,			

									——————————————————————————————————————
科	目	予	算	額	決り	第 額	比	較	摘    要
収入の部									
会費収入			1,250,0	00	2,58	5,000		1,335,000	5,000円×517口
助成金収入			2,318,0	00	2,67	9,411		361,411	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、住友生命
事業参加費収入			775,0	00	91	8,000		143,000	いきいき2003オホーツク自然体験村、年越しの集い等
寄付金収入			10,0	00	7	3,830		63,830	
<b>雑収入</b>			4	47		4,002			施設使用料 (年越しの集い)
受取利息				0	6	4,223		64,223	普通預金、定期預金
当期収入合計			4,353,4	47	6,32	4,466		1,971,019	
前期繰越金			3,320,5	53	3,32	0,553		0	
収入合計			7,674,0	00	9,64	5,019		1,971,019	

	11予	算	額	決 :	算	額	比	較	摘    要
支出の部									
事業活動費		4,000,	000	4,38	87,7	76		387,776	いきいき2003オホーツク自然体験村 3,675,558
								0	週末自然体験 118,560
								0	年越しの集い 145,998
								0	感謝祭等 447,660
租税公課			0		3,00	00		3,000	登記印紙
│ 備品		<b>50</b> ,	000	1	42,60	67		92,667	ストーブ、FAX、調理台等
旅費交通費			0		1,5			1,570	NPO総会
水道光熱費		<b>500</b> ,	000	49	93,94	48			水道料、電気料、ガス代、灯油代
通信運搬費		270,	000	2	53,48	80		16,520	電話料、郵便料
燃料費		15,	000		4,8	77		10,123	ガソル代、軽油代
保険料		70,	000	(	67,97	70		2,030	建物、賠償、ボランティア
修繕費		150,	000	4	49,3	10			温度計等
消耗品費		150,	000	1	13,70	61			スノーダンプ、イレットペーパー等
事務用消耗品費		120,	000	4	41,52	23			PPCペーパー、 封筒等
支払手数料		20,	000		3,30	60			振込手数料等
作業費		120,	000	;	31,59	93			除雪、融雪剤散布等
会議費		100,	000	4	22,60	63			総会、役員会等
負担金支出		5,	000		5,00	00			全国昆虫施設連絡協議会
雑費		100,	000	,	70,80	00		29,200	広告宣伝料
予備費		2,004,	000			0		,004,000	
当期支出合計		7,674,	000	5,69	93,29	98	1,	,980,702	
当期収支差額		3,320,	<b>55</b> 3	63	31,10	68		,951,721	
次期繰越収支差額			0	3,9	51,72	21	3,	,951,721	

## 貸借対照表

平成 16年 3月 31日現在

科目	金       額		金額
資産の部		負債の部	
流動資産		負債合計	0
普通預金	3,504,839	正味財産の部	
定期貯金	250,000	前期繰越金	3,320,553
郵便振替	4,930	当期正味財産増加額	631,168
現金	191,952		3,951,721
資産合計	3,951,721	負債及び正味財産合計	3,951,721

## 財 産 目 録

平成 16年 3月 31日現在

(単位:円)

科目	 ・ 摘	要	金		額
資産の部					
1流動資産					
普通預金	常呂郵便局		2,616,370		
	常呂町農業協同組合本所		888,469		
	網走信用金庫常呂支店		0		
定期預金	北見信用金庫常呂支店		250,000		
郵便振替			4,930		
現金			191,952		
流動資産合計	t			3,951,721	
2固定資産					
固定資産合計	t			0	
資産合計					3,951,721
負債の部					
1流動負債					
流動負債合計	t			0	
2固定負債					
固定負債合計	t			0	
負債合計					0
正味財産合計	<u>†                                    </u>				3,951,721

(報 告)

## 平成 15年度 会計決算監查報告

平成 15年度 NPO自然体験村虫夢ところ昆虫の家会計監査の結果について、次のとおり報告いたします。

記

1.監査実施日 平成 16年 4月29日

2.監査結果 出納事務については、出納簿・支出証書・貯金通帳を それぞれ照合の結果、いずれも正確であった。

 監事相原明

 遠藤昭一

## 議案第2号

## 平成16年度 事業計画 (案)

- 1)施設環境整備
- 2)昆虫の家開放
- 3)ギャラリー展示
- 4)壁画整備
- 5)週末体験事業 (自然体験活動・星の観察・五右衛門風呂体験・山探索・ほたる観察会等)
- 6)いきいき2004オホーツク自然体験村
- 7)体験果樹園畑整備
- 8)ホームページ掲載更新 (藤吉裕和)
- 9)会員証作成 (図書カード)
- 10)会報の発行・役員会総会

## 平成 16年度収支予算 (案)

収入の部 (単位:円)

科目	本 年 度 第 額	前 年 度 第 額	比較	摘    要
会費収入	1,250,000	1,250,000	0	5,000円×250□
繰越金	3,951,721	3,320,553	631,168	
助成金収入	3,600,000	2,318,000	1,282,000	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター
事業参加費収入	700,000	775,000	75,000	いさいき2004オホーツク自然体験村、週末体験等
寄付金収入	10,000	10,000	0	
雑収入	279	447	168	
受取利息	0	0	0	
合 計	9,512,000	7,674,000	1,838,000	

## 支出の部

<u> </u>				
科目	本 年 度 第 額	前 年 度 第 額	比較	摘    要
事業活動費	4,500,000	4,000,000	500,000	いきいき2004オホーツク自然体験村、週末体験、会員証作成等
租税公課	3,000	0	3,000	
備品	50,000	50,000	0	
旅費交通費	0	0	0	
水道光熱費	500,000	500,000	0	水道料、電気料、ガス代、灯油代
通信運搬費	270,000	270,000	0	電話料、郵便料
燃料費	15,000	15,000	0	ガソリン代、軽油代
保険料	70,000	70,000	0	建物、賠償、ボランティア
修繕費	150,000	150,000	0	宿泊施設等
消耗品費	150,000	150,000	0	洗剤、イレットペーパー等
事務用消耗品費	100,000	120,000	20,000	PPCペーパー、封筒等
支払手数料	20,000	20,000	0	振込手数料等
作業費	120,000	120,000	0	草取り 融雪剤散布等
会議費	100,000	100,000	0	総会、役員会
負担金支出	5,000	5,000	0	全国昆虫施設連絡協議会
雑費	100,000	100,000	0	広告宣伝料、香典等
予備費	3,359,000	2,004,000	1,355,000	
合 計	9,512,000	7,674,000	1,838,000	

議案第 3号 その他

## NPO 自然体験村「虫夢ところ昆虫の家」役員名簿

職名	氏 名	住	所	電話
理事長	川上和則	常呂町		0152-
理事	今井信幸	常呂町		0152-
"	伊藤博昭	常呂町		0125-
"	伊藤憲男	常呂町		0152-
"	遠藤寿男	常呂町		0152-
"	小笠原征二	常呂町		0152-
"	相田雅人	常呂町		0152-
"	武田健太郎	常呂町		0152-
"	忠津信征	常呂町		0152-
監事	遠藤昭一	常呂町		0152-
"	相原明	常呂町		0152-

### 事務局員名簿

職名	氏 名	住 所	電話
事務局長	若原和政	常呂町	0152-
次長	小山田好徳	常呂町	0152-
"	山口泉一	常呂町	0152-
会 計	今井義幸	常呂町	0152-
"	橘和子	常呂町	0152-
管理人	若原信子	常呂町	0152-

## 社 員 名 簿 (会員のうち10名以上)

特定非営利活動法人 自然体験村 虫夢ところ昆虫の家

E	ŧ		名	住	所
名	和	賢	_	北見市	
遠	藤	宏	典	常呂町	
伊	藤	欣	也	常呂町	
今	井	禾	ट्टे	常呂町	
倉	持	英	幸	常呂町	
広	瀬	定	善	常呂町	
Ш	窪	征	_	北見市	
中	野	吉	<b>左</b> 隹	常呂町	
伊	藤	吉	雪	常呂町	
遠	藤	幸	子	常呂町	
若	原	信	子	常呂町	

#### 特定非営利活動法人 自然体験村「虫夢ところ昆虫の家」 定款

#### 第1章 総 則

(目的)

第1条 この法人は、常呂町の豊かな自然を生かし、青少年を対象に体験事業を行うことにより、社会教育・情操教育の向上を図り、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

#### (名称)

第2条 この法人は、特定非営利活動法人 自然体験村「虫夢ところ昆虫の家」と称する。 ただし、登記上は特定非営利活動法人 自然体験村虫夢ところ昆虫の家と表記する。又、 読み方はしぜんたいけんむら むーむーところこんちゅうのいえとする。

#### (事業)

- 第3条 この法人は特定非営利活動促進法(以下「法」という。)の別表第2号及び第11号に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
  - (1)施設開放による通年の体験事業
  - (2)季節に応じて企画する体験事業
  - (3)情報発信にかかわる事業
  - (4)その他目的を達成するために必要な事業

#### (収益事業)

第4条 この法人は、特定非営利活動の円滑な遂行に資するため、収益事業として、役務 の提供並びに物品の販売及び斡旋を行うことができる。

#### (事務所)

第5条 この法人の事務所は、常呂郡常呂町に置く。

#### 第2章 会 員

#### (会員の種類)

- 第6条 この法人の会員は、次の1種類とし、法上の社員とする。
  - (1)会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体

### (入会及び会費)

- 第7条 会員として入会しようとする者は、定められた方法により入会申込みを行うもの とし、入会の承認は理事会が行う。
- 2 会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、 この限りではない。
- 3 前各項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

#### (会員の資格喪失)

- 第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
  - (1)脱会したとき
  - (2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3)2年以上会費を滞納したとき
  - (4)除名されたとき
- 2 この法人を退会しようとする者は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会する事ができる。
- 3 この法人は、会員がこの法人の定款若しくは規則に違反した場合、又はこの法人の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をした場合には、その会員を除名することができる。
- 4 前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

#### (会費等の不返還)

第9条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

#### 第3章 役 員

(役員)

- 第10条 この法人に次の役員を置き、役員は、総会において選任する。選任の方法は、 総会の議決を経て別に定める。
  - (1)理事 9名
  - (2)監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とし、選任の方法は理事の互選による。

#### (役員の職務)

- 第11条 理事長は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。
- 2 理事は、業務を執行する。
- 3 監事は、法代18条に定める職務を行う。

#### (役員の任期)

- 第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わ なければならない。

#### (役員の解任)

第13条 役員が心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められる場合、又は職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる場合は、総会の議決に基づいて解任することができる。

#### (役員の報酬)

第14条 役員の報酬に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

#### 第4章 総 会

(構成及び権能)

第15条 この法人の総会は、会員をもって構成し、この定款で別に定めるもののほか、 事業活動計画及び収支予算、事業活動報告及び収支決算その他この法人の運営に関する 重要な事項を議決する。

#### (種別及び開催)

- 第16条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、議長は、出席会員の中から選出する。
- 2 通常総会は、年1回開催する
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員の5分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
- (3) 法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。

#### (招集)

- 第17条 総会は、前条第3項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会 5 日前までに通知しなければならない。

#### (定足数)

第18条 総会は、会員総数の5分の1以上の出席がなければ開催することができない。

#### (議決)

第19条 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (表決権等)

- 第20条 各会員の表決権は、平等なものとする。
  - 2 やむを得ない理由のため総会に出席出来ない会員は、あらかじめ通知された事項に ついて書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができ る。
  - 3 前項の規定により表決した会員は、第 18 条及び第 19 条の適用については、総会に 出席したものとみなす。

#### (議事録)

第21条 総会の議事については、議事録を作成する事とし、その記載事項その他の必要 な事項については、理事会の議決を経て別に定める。

#### 第5章 理 事 会

(構成及び権能)

第22条 理事会は、理事をもって構成し、この定款で別に定めるもののほかは、総会の 議決した事項の執行に関する事項、理事会として総会に付議する事項その他総会の議決 を要しない会務の執行に関する事項を議決する。

(開催)

- 第23条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、議長は、理事長がこれに当たる。
- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事の総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招 集の請求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

(招集)

- 第24条 理事会は、理事長が招集する。
  - 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を もって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(定足数、議決、表決権等及び議事録)

- 第25条 理事会は理事総数の4分の3以上の出席がなければ開会することができない。
- 2 第 19 条から第 21 条までの規定は、理事会について準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

#### 第6章 資産及び会計

(資産の構成及び管理)

第26条 この法人の資産は、会費、寄付金収入、財産から生ずる収入、事業に伴う収入 その他の収入をもって構成し、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

(事業活動計画、予算、暫定予算及び収支決算)

- 第27条 この法人の事業活動計画及び収支予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会 の議決を経なければならない。
  - 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事 長は、理事会の議決を経て、収支予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、収入 支出することができる。
  - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
  - 4 この法人の事業活動報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、毎事業年度終了後3か月以内に、監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第28条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(収益事業の会計)

第29条 収益事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分して処理を 行う。

#### 第7章 解散及び定款の変更

(解散)

第30条 総会の議決によりこの法人が解散するときは、会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。残余財産については、法第11条第3項に従い、総会で議決する。

(定款の変更)

第31条 この定款は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を得、変更する ことができる。

第8章 雑 則

(公告)

第32条 この法人の公告は、この法人の事務所での掲示により行う。

(雑則)

第32条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会 の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、成立後2年以内に行われる2003年度の総会までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業活動計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、設立の日から 2002 年 3 月 31 日とする。